

平成 26 年 4 月 1 日
 平成 28 年 10 月 29 日一部改正
 平成 29 年 4 月 1 日一部改正
 平成 31 年 4 月 1 日一部改正
 令和 2 年 6 月 8 日一部改正
 令和 4 年 4 月 1 日一部改正
 令和 6 年 3 月 31 日一部改正
 令和 6 年 4 月 1 日一部改正
 令和 7 年 4 月 1 日一部改正

芸術文化団体文化祭事業補助金交付基準

補助金の名称	芸術文化団体文化祭事業補助金
補助金の交付目的	大津市文化祭事業として市内全域を対象に催される音楽や伝統舞踊など芸術文化の舞台公演や、茶道や華道など伝統文化の展示活動、文芸活動に対して支援する。 このことにより市民文化の向上や個性豊かで活力あふれる地域づくりに貢献するとともに、本市の文化振興の推進を図る。
補助金の交付対象者	大津市文化連盟（芸術文化 16 団体が加入）
補助対象経費	芸術文化団体の大津市文化祭参加事業に係る経費 ・文化祭会場設営に係る経費 ・講師等に係る経費 ・パンフレット作成等広報活動費 ・事務用消耗品費 上記の経費は全て「大津市補助制度適正化基本方針」による。
補助金の額及びその算定方法又は補助率	補助率：補助対象経費の 1/2 とする ただし、予算の範囲内とする。（1 団体あたり 56,000 円を上限とする。）
補助金交付事業の開始時期	—
補助金交付事業の終了時期	令和 11 年 3 月 31 日
その他	・国・県等補助制度との上乗せ補助は原則行わない。 ・大津市補助金等交付規則（平成 10 年規則第 32 号。）第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請は、市長がやむをえない事情があると認めたときは、補助事業に着手した後に行うことができる（この場合、補助金の交付決定前に発注、購入、契約等をしたものに係る経費は補助対象経費とすることができる。）。ただし、市長が別に定める期限を経過したときは、この限りでない。 ・様式の項に規定する芸術文化団体文化祭事業補助事業実績報

	告書（様式第 1 2 号）の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して 3 0 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日とする。
様式	①芸術文化団体文化祭事業補助金交付申請書（様式第 1 号） 〔添付〕事業計画書、収支予算書、団体資料（規約など） 前年度事業報告書、前年度収支決算書 ② 芸術文化団体文化祭事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号） ③ 芸術文化団体文化祭事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第 3 号） ④ 芸術文化団体文化祭事業補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号） ⑤ 芸術文化団体文化祭事業補助金交付決定変更通知書（様式第 5 号） ⑥ 芸術文化団体文化祭事業補助事業変更承認申請書（様式第 6 号） ⑦ 芸術文化団体文化祭事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 7 号） ⑧ 芸術文化団体文化祭事業補助事業変更承認決定通知書（様式第 8 号） ⑨ 芸術文化団体文化祭事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第 9 号） ⑩ 芸術文化団体文化祭事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 10 号） ⑪ 芸術文化団体文化祭事業補助事業中止（廃止）申請棄却（却下）決定通知書（様式第 11 号） ⑫ 芸術文化団体文化祭事業補助事業実績報告書（様式第 12 号） 〔添付〕事業報告書、収支決算書、領収書の写し（明細のわかるもの） 事業の成果が分かる資料（機関紙、イベントチラシ、受賞者一覧） ⑬ 芸術文化団体文化祭事業補助金確定通知書（様式第 13 号） ⑭ 芸術文化団体文化祭事業補助金交付請求書（様式第 14 号） ⑮ 芸術文化団体文化祭事業補助金交付請求書（様式第 15 号）※事前交付用 ⑯ 芸術文化団体文化祭事業補助金交付決定取消通知書（様式第 16 号） ⑰ 芸術文化団体文化祭事業補助金返還通知書（様式第 17 号）
担当部署	市民部 文化振興課

芸術文化団体文化祭事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、芸術文化団体文化祭事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 団体資料 (規約、会則、定款など) (4) 前年度事業報告書 (5) 前年度収支決算書

芸術文化団体文化祭事業補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった芸術文化団体文化祭事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、〇〇〇〇については、〇〇〇〇とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び芸術文化団体文化祭事業補助金交付基準の規定を遵守すること。 (2) 補助事業等の内容又は経費の変更をする場合は、芸術文化団体文化祭事業補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業等を中止又は廃止する場合は芸術文化団体文化祭事業補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けること。 (5) 補助金交付決定を受けた事業等の完了後速やかに芸術文化団体文化祭事業補助事業実績報告書を提出すること。

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第 5 条第 2 項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

芸術文化団体文化祭事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった芸術文化団体文化祭事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

芸術文化団体文化祭事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした芸術文化団体文化祭事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

芸術文化団体文化祭事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした芸術文化団体文化祭事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

芸術文化団体文化祭事業補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった芸術文化団体文化祭事業補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

芸術文化団体文化祭事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった芸術文化団体文化祭事業補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

芸術文化団体文化祭事業補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした芸術文化団体文化祭事業補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

芸術文化団体文化祭事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした芸術文化団体文化祭事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

芸術文化団体文化祭事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした芸術文化団体文化祭事業補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

芸術文化団体文化祭事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした芸術文化団体文化祭事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

芸術文化団体文化祭事業補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった芸術文化団体文化祭事業補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 領収書等の写し (明細のわかるもの) (4) 事業の成果が分かる資料 (機関紙、イベントチラシ、 受賞者一覧等)

芸術文化団体文化祭事業補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした芸術文化団体文化祭事業補助事業について、次のとおり芸術文化団体文化祭事業補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

芸術文化団体文化祭事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名 印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった芸術文化団体文化祭事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		芸術文化団体文化祭事業
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 額		円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

芸術文化団体文化祭事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名 ⑩

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった芸術文化団体文化祭事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		芸術文化団体文化祭事業
交 付 決 定 金 額		円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由		
補 助 金 の 既 交 付 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
金 融 機 関	振 込 先	
	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

芸術文化団体文化祭事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした芸術文化団体文化祭事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 19 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
交付決定（確定）金額	
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

芸術文化団体文化祭事業補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした芸術文化団体文化祭事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 20 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	芸術文化団体文化祭事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 19 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。